

比治山大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 比治山大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、実践的な幅広い能力と豊かな人間性を備えさせ、もって悠久不滅の生命の理想に向かって精進する人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(教育内容の改善のための組織的な研修)

第2条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(教育研究活動等の公表)

第2条の3 本学は、公的教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究水準の向上を図るために、教育研究活動等に関する情報を広く社会に公表するものとする。

2 公表する情報、実施体制及び方法については、別に定める。

第2章 学部，学科，収容定員及び修業年限

(学部，学科の組織)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

(学 部)

現代文化学部

(学 科)

言語文化学科

マスコミュニケーション学科

社会臨床心理学科

子ども発達教育学科

健康栄養学部 管理栄養学科

(学部, 学科の目的)

第3条の2 本学の学部及び学科の目的は、次項以下のとおりとする。

2 現代文化学部は、国際化、情報化の進む現代社会における文化の特質や諸相を的確にとらえ、文化の継承・創造・発展に寄与し、もって地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

(1) 言語文化学科は、こころと一体化した言語の運用能力を養成するとともに、言語によって創造される文化への理解を深め、地域社会や国際社会で活躍できる人材を育成する。

(2) マスコミュニケーション学科は、多様なメディアの教育・研究を通して、情報発信・活用能力・コミュニケーション力の向上を図り、地域社会やビジネス社会で一人ひとりの心を動かす情動的価値を創造し発信できる人材を育成する。

(3) 社会臨床心理学科は、総合的な心理学の教育研究を通して、現代社会における複雑・多様な心の問題に対処し、豊かな地域社会の実現に貢献できる人材を育成する。

(4) 子ども発達教育学科は、子どもの発達の多面的、総合的な教育研究を通して、子どもの豊かな人間的・社会的発達を支援・指導するための教育的実践力を養成し、地域社会の発展に貢献できる人材を育成する。

3 健康栄養学部管理栄養学科は、管理栄養士の養成を中核として、医療、保健、教育、保育、福祉などの現場において、幅広い視野と豊かな人間性を持って、健康の維持・増進を目指す栄養マネジメントを遂行できる高度な専門的資質能力を育成するとともに、地域社会の食生活の改善や健康増進に貢献できる人材を育成する。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

(事務局)

第5条 本学に、事務局を置く。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

(学 部)	(学 科)	(入学定員)	(編入学定員)	(収容定員)
現代文化学部	言語文化学科	120人	5人	490人
	マスコミュニケーション学科	60人	3人	246人

	社会臨床心理学科	60人	5人	250人
	子ども発達教育学科	70人	10人	300人
健康栄養学部	管理栄養学科	70人	5人	290人
	計	380人	28人	1,576人

(修業年限及び在学年数)

第7条 修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第18条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章の2 大学院

(大学院)

第7条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

第2章の3 専攻科

(専攻科)

第7条の3 本学に次の専攻科を置く。

子ども発達教育専攻科

2 専攻科に関する規程は、別に定める。

第3章 学年，学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の意見を聴いて、学期の開始日・終了日を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 4月15日

春季休業日 3月23日から4月6日まで

夏季休業日 8月1日から9月30日まで

冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学、編入学、転科、留学、休学、復学、退学及び除籍等

(入学の資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前条第3号及び第4号に該当する者については、教育上支障がないときは、後学期の始めに入学させることができる。

(入学の出願)

第14条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第17条 入学を許可された者は、保証人を定め、指定の期日までに保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

2 保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

3 保証人を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

(編入学)

第18条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者については、選考の上、第3年次に入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学において2年以上在学し、62単位以上修得した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定によ

り大学に編入学することができるもの

(5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

(6) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

(7) 本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転科)

第19条 在学中に他の学科への転科を希望する者は、所定の様式により願い出ることとし、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 転科を許可された者の履修方法は、別に定める。

(転部)

第19条の2 在学中に他の学部への転部を希望する者は、所定の様式により願い出ることとし、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 転部を許可された者の履修方法は、別に定める。

(留学)

第20条 外国の大学、短期大学又はこれに相当する教育機関等に留学を志願しようとする者は、所定の様式により願い出ることとし、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条第1項に定める修業年限に通算することができる。

3 第1項の外国の教育機関等で修得した単位については、第38条の規定による。

(休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事情により、引き続き3か月以上修学することができない場合で休学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て休学することができる。

2 疾病による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第22条 休学の期間は、1年以内とし、特別な事由がある場合は、引き続き更に1年ま

で延長することができる。ただし、通算して4年を超えることはできない。

2 休学の期間は、在学年数に通算しない。

(復学)

第23条 休学期間中にその事由が消滅し、休学期間を短縮して復学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て復学することができる。

2 復学の時期は学期始めとする。

(転学)

第24条 他の大学へ転学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て転学することができる。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、所定の様式により学長に届け出て退学することができる。

(再入学)

第26条 前条により本学を退学した者が、再入学を希望するときは、所定の様式により願出することとし、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 再入学に関する事項は、別に定める。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第7条第2項に規定する在学年数を超えた者
- (2) 第22条第1項に定める休学期間を超えてもなお就学できない者
- (3) 授業料の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号に定める除籍に関する事項は、別に定める。

(復籍)

第27条の2 前条第1項第3号の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、所定の様式により願出することとし、学長がこれを決定する。

第5章 教育課程

(教育課程・授業科目・単位数)

第28条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。
- 3 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。
- 4 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して必要があると認めるときは、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。
- 5 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下「帰国子女」という。）の教育について本学が必要と認めるときには、前項に規定する授業科目を開設することができる。

（副専攻）

第28条の2 本学に副専攻を置くことができる。

- 2 前項の副専攻に定める科目群を履修し、修了要件を充足した者に対しては、副専攻修了証を授与する。
- 3 副専攻に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 履修の方法及び学習の評価

（履修の方法）

第29条 履修の方法については、この学則に定めるもののほか、別に定める。

（履修科目の登録）

第30条 学生は、学期の当初に、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、単位を修得することはできない。

（他学部・他学科の授業科目の履修等）

第31条 学生は、他学部・他学科の授業科目を、選択科目又は自由科目として履修することができる。

- 2 前項の履修の方法については、別に定める。

（単位の認定）

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 単位認定の方法は、試験、論文その他によるものとし、各授業科目の担当教員がこれを定める。

3 前項に定めるもののほか、必要があるものについては、別に定める。

(試験等の時期)

第33条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第34条 学期の当初において、登録した授業科目以外の授業科目の試験は、受けることができない。

(追試験・再試験)

第35条 病気等やむを得ない事情により試験が受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。

2 定期試験で不合格になった者については、再試験を行うことがある。

3 追試験及び再試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学習の評価)

第36条 試験等の評価は、秀、優、良、可又は不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位)

第37条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して本学が定める授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第37条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第38条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学、短期大学又はこれに相当する教育機関等に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第38条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第40条の2 前条の規定にかかわらず、子ども発達教育学科の保育士の資格取得を希望する者が、本学に在学中又は入学前に他の指定保育士養成施設において履修した教科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

2 前条の規定にかかわらず、子ども発達教育学科の保育士の資格取得を希望する者が、指定保育士養成施設以外の学校等で履修した教科目について修得した単位は、教養科目に相当する教科目に限り本学における共通教育科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第41条 外国人留学生が第28条第4項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位のうち、6単位までを共通教育科目・比治山ベーシック科目・コミュニケーションリテラシーの日本語及び外国語、10単位までを共通教育科目・教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の規定は、帰国子女が第28条第5項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 卒業、学位及び資格等の取得

(卒業の要件)

第42条 学生は、卒業するためには、本学に4年(第18条第1項により入学した者については、同条第2項に定められた在学すべき年数)以上在学し、124単位以上修得しなければならない。

2 授業科目の区分ごとの修得すべき単位数は、別表第2のとおりとする。

3 第1項に規定する所定の単位のうち、第37条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

4 前項に関し必要な事項については、別に定める。

(卒業)

第43条 所定の期間修業し、所定の授業科目を修め単位を修得した者に対する卒業は、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 前項により卒業の資格を得た者には、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第44条 卒業した者に学士の学位を授与する。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学部・学科名	専攻分野の名称
現代文化学部	
言語文化学科	文 学
マスコミュニケーション学科	文 学
社会臨床心理学科	心 理 学
子ども発達教育学科	教 育 学
健康栄養学部	
管理栄養学科	栄 養 学

(学芸員の資格)

第45条 学芸員の資格を取得しようとする者は、第42条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、博物館法並びに同法施行規則に定める科目及び単位その他、本学の定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の資格)

第45条の2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第42条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を修得しなければならない。

2 その種類及び教科は、次のとおりとする。

<現代文化学部>

学科・専攻	種 類	教 科
言語文化学科 日本語文化コース	中学校教諭一種免許状	国 語

国際コミュニケーションコース 子ども発達教育学科	高等学校教諭一種免許状	国 語
	中学校教諭一種免許状	英 語
	高等学校教諭一種免許状	英 語
	幼稚園教諭一種免許状	
	小学校教諭一種免許状	

<健康栄養学部>

学 科	種 類
管理栄養学科	栄養教諭一種免許状

3 教育職員免許状の資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(日本語教員養成課程の修了)

第45条の3 本学において日本語教員養成課程修了証書を受けるためには、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(レクリエーション・インストラクターの資格)

第45条の4 削除

(日本心理学会認定心理士資格)

第45条の5 日本心理学会認定心理士の資格を得ようとする者は、第42条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、公益社団法人日本心理学会が定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 日本心理学会認定心理士の資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(保育士の資格)

第45条の6 保育士資格を取得しようとする者は、第42条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号に規定する科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。ただし、指定保育士養成施設卒業証明書を受けることができる者は、指定保育士養成施設の指定を受けた入学定員70人(収容定員300人)とする。

2 保育士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(学校図書館司書教諭資格)

第45条の7 学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、第42条に規定する卒業の要件を充足し、教育職員免許状取得のための必要な科目を履修し、所定の単位を修得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程第3条に規定する科目を履修し、所定の

単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(栄養士資格)

第45条の8 栄養士資格を取得しようとする者は、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に規定する所定の単位を修得しなければならない。

2 栄養士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(管理栄養士受験資格)

第45条の9 管理栄養士の受験資格を取得しようとする者は、第42条に規定する卒業の要件を充足し、栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に規定する所定の単位を修得しなければならない。

2 管理栄養士受験資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(公認心理師受験資格)

第45条の10 公認心理師法第7条第1項前段に定める大学における要件については、第42条に規定する卒業の要件を充足し、かつ公認心理師法施行規則第1条に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料，入学料，授業料及びその他の納付金

(検定料等の金額)

第46条 本学の入学検定料，入学料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

入学検定料 30,000円

ただし、大学入学共通テスト利用選抜については15,000円とし、複数の試験を併願する場合については、別に定める。

入学料 230,000円

授業料

現代文化学部

言語文化学科 780,000円

マスコミュニケーション学科 780,000円

社会臨床心理学科 840,000円

子ども発達教育学科 820,000円

健康栄養学部

管理栄養学科

900,000円

2 入学検定料，入学料の納入時期及び方法等その他必要な事項は，別に定める。

(授業料の納入期)

第47条 授業料は，年額を2回に分けて納入するものとし，学期始めに指定した期日までに納入しなければならない。ただし，特別の事情がある者には，分納を認めることがある。

(退学等の場合の授業料)

第48条 学期の途中で退学若しくは転学した者，退学を命ぜられた者又は除籍された者の当該学期分の授業料は，全額を徴収する。

2 停学期間中の授業料は，徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第49条 休学期間中は，授業料等を免除する。ただし，別に定める在籍料を納入しなければならない。

第50条 削除

(留年者及び学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第51条 留年者の授業料等については，別に定める。

2 学年の途中で卒業する者は，卒業する月までの授業料等を納入しなければならない。

(その他の納付金)

第52条 入学検定料，入学料及び授業料のほか，教育に必要な納付金の年額は，次のとおりとする。

施設設備費 220,000円

(納入した授業料等)

第53条 納入した入学検定料，入学料，授業料及びその他の納付金は，返還しない。ただし，第49条に該当する者については，この規定を適用しない。

2 前項の規定にかかわらず，入学学期の開始前までに入学を辞退した場合は，授業料及びその他の納付金を返還することができる。

第9章 教職員組織

(教職員)

第54条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学に、学部長を置き、教授をもって充てる。

3 本学に、図書館長を置く。

4 本学に、事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

5 前各項に規定する者のほか、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

(教職員の職務)

第55条 教職員の職務は、学校教育法第92条及び第114条の定めるところによる。

(教授会)

第56条 本学の各学部に、教授会を置く。

(教授会の組織)

第57条 教授会は、学部長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第58条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第59条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(所掌事項)

第60条 教授会においては、当該学部の教育研究に関し、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(全学教授会)

第60条の2 本学に全学教授会を置く。

2 全学教授会は、学長、副学長、各学部長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 全学教授会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した副学長が議長となる。

4 全学教授会は、学長がつかさどる全学的な教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(代議員会等)

第60条の3 教授会に、審議機関として学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定された代議員会等を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第61条 本学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第32条の規定を準用する。

(研究生)

第62条 本学学生以外の者で、研究生として特定事項の研究を希望する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

(特別聴講学生)

第62条の2 他の大学、大学院又は短期大学との協議に基づき、当該大学、大学院又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(外国人留学生)

第63条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いて外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

第64条 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生及び外国人留学生に関して必要な事項は, 別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第65条 学生として表彰に値する行為があった者には, 学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第66条 本学の学則若しくは諸規程に違反し, 又は学生としての本文に反する行為をした者は, 教授会の意見を聴いて, 学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は, 訓告, 停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は, 別に定める。

第12章 公 開 講 座

(公開講座)

第67条 社会人の教養を高め, 文化の向上に資するため, 本学に公開講座を開設することができる。

第13章 教 育 施 設

(教育施設)

第68条 本学に, 学習, 生活訓練及び研修等の教育施設として, からまつ学寮を置く。

- 2 前項の施設に関する必要な事項は, 別に定める。

第14章 厚 生 施 設

(厚生施設)

第69条 本学に厚生施設として, 学生相談室, 就職相談室, 保健衛生室, 食堂等を置く。

- 2 前項の各施設に関する必要な事項は, 別に定める。

附 則

- 1 この学則は, 平成6年4月1日から施行する。ただし, 現代文化学部の収容定員は,

第6条の規定にかかわらず、平成6年度から平成8年度においては、次のとおりとする。

	言語文化学科		コミュニケーション学科	計
	(日本語文化専攻) (英語文化専攻)			
平成6年度	75人	35人	80人	190人
平成7年度	150人	70人	160人	380人
平成8年度	238人	112人	240人	590人

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第46条の入学検定料の改正については、平成7年度入学に係る入学志願の時から適用する。
- 2 平成7年度前の入学生については、第46条及び第52条の改正規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第52条の改正規定は、平成8年度前の入学生については適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度前の入学生については、第41条第1項、別表第1及び別表第2の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 現代文化学部の収容定員は第6条の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度においては次のとおりとする。

	言語文化学科		コミュニケーション学科	計
	(日本語文化専攻) (英語文化専攻)			
平成12年度	323人	197人	340人	860人

平成13年度	320人	240人	360人	920人
平成14年度	320人	280人	370人	970人

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第12条第7号、第18条第1項第4号及び同条第6号並びに第38条第1項、第39条第2項、第40条第1項及び同条第3項の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度前の入学生については、別表第1及び別表第2の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度前の入学生については、別表第1の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 現代文化学部の収容定員は第6条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの間は、次のとおりとする。

	言語文化学科	地域文化政策学科	マスメッセージン学科	社会臨床心理学科	計
平成16年度	120人	60人	60人	60人	300人
平成17年度	240人	120人	120人	120人	600人
平成16年度	370人	185人	185人	190人	930人

- 3 平成16年度前の入学生については、第3条第2項、第19条、第29条、第41条第1項、第44条第2項、第46条第1項、第52条、別表第1及び別表第2の改正規定は適用しない。

- 4 言語文化学科の日本語文化専攻、英語文化専攻及びコミュニケーション学科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科・専攻に在学

する者が当該学科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 言語文化学科の日本語文化専攻、英語文化専攻及びコミュニケーション学科の第3年次編入学は、平成18年4月1日をもって募集を停止する。

附 則（平成16年1月27日改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成16年1月27日から施行する。
- 2 平成16年度前の入学生については、第36条、第45条の2、第45条の4及び第45条の5の改正規定は適用しない。

附 則（平成16年5月28日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度前の入学生については、第52条の改正規定は適用しない。

附 則（平成16年7月30日改正）

- 1 この学則は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度前の入学生については、第36条の改正規定は、適用しない。

附 則（平成18年2月16日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月6日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 地域文化政策学科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 現代文化学部の収容定員は第6条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までの間は、次のとおりとする。

	言語文化学科	マスメッセージン学科	社会臨床心理学科	子ども発達教育学科	計
平成 21 年度	500人	250人	260人	70人	1,080人
平成 22 年度	500人	250人	260人	140人	1,150人
平成 23 年度	495人	248人	255人	220人	1,218人

4 平成 21 年度前の入学生については、改正後の第 3 条第 2 項、第 3 条の 2 第 2 項、第 4 4 条第 2 項、第 4 5 条の 2 第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 地域文化政策学科の第 3 年次編入学は、平成 23 年 4 月 1 日をもって募集を停止する。

附 則（平成 21 年 1 月 27 日改正）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 27 日改正）

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度前の入学生については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日改正）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 24 日改正）

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年度前の入学生については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日改正）

この学則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 27 日改正）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日改正）

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年度前の入学生については、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 5 月 29 日改正）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年10月23日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月27日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度前の入学生については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月28日改正）

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年10月27日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については、改正後の第41条、第45条の2第2項、第45条の4、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「比治山大学レクリエーション・インストラクターの資格取得に関する規程（平成16年4月1日施行）」は、この学則の施行期日をもって廃止する。

附 則（平成27年3月27日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、第46条及び第52条の改正規定は適用しない。

附 則（平成27年9月15日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、改正後の第49条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月10日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度前の入学生については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月9日改正）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度前の入学生については、改正後の第45条の10、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「比治山大学教育研究協議会規程（平成28年4月1日施行）」は、この学則の施行期日をもって廃止する。

附 則（平成30年3月26日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、第46条の改正規定は適用しない。

附 則（平成30年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則（平成30年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月25日改正）

- 1 この学則は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度前の入学生については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和元年12月13日改正）

この学則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日改正）

この学則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日改正）

この学則は，令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和2年12月11日改正）

- 1 この学則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については，改正後の第28条，同条第2項，同条第3項，同条第4項，同条第5項，第29条，第31条，第41条，同条第2項及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和3年12月22日改正）

- 1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度前の入学生については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和5年5月26日改正）

- 1 この学則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度前の入学生については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前

の例による。

附 則（令和5年7月21日改正）

- 1 この学則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度前の入学生については，改正後の第41条，別表1及び別表2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日改正）

この学則は，令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月13日改正）

この学則は，令和6年12月13日から施行し，令和6年4月1日から適用する。

別表第1 (第28条関係)

教育課程表

(1) 現代文化学部

	科目区分	授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
共通教育科目	スタートアップ	初年次セミナーⅠ	2		必修4単位	
		初年次セミナーⅡ	2			
	キャリア形成	キャリアデザイン入門	2		必修2単位以上	
		インターンシップA		1		
		インターンシップB		2		
		キャリア研究		2		
	日本語	日本語リテラシー	1		必修2単位	
		日本語表現	1			
	外国語	英語リテラシー	2		言語文化学科及び子ども発達教育学科は、必修2単位を含め、4単位以上 マスコミュニケーション学科及び社会臨床心理学科は、必修2単位以上	
		英語Ⅰ		2		
		英語Ⅱ		1		
		英語Ⅲ		1		
		英会話Ⅰ		1		
		英会話Ⅱ		1		
		中国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ		1		
		韓国語Ⅰ		1		
		韓国語Ⅱ		1		
	情報	情報リテラシー	1		必修3単位以上	
		データサイエンス入門	2			
		データサイエンス演習		2		
		プログラミング基礎		2		
	学際総合	人間と生命(比治山学)	2		必修2単位を含め、6単位以上	
		ひろしま学		2		
		複合領域研究		4		
	教養科目	教養科目	言語学		2	
			文学		2	
			歴史学		2	
			哲学		2	
			芸術学		2	
			教育学		2	
			経営学		2	
社会学				2		
観光学				2		
心理学				2		
保健学				2		
生理学				2		
栄養学				2		

	科目区分		授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
共通 科目 教育	教 養 教 育	資 格 関 係	日本国憲法		2	
			ウエルネス論		2	
			スポーツ		1	
合 計				15	56	

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考			
			必修	選択				
言語文化学科	基礎	入門	日本語学入門		2	入門区分4単位以上を含め、基礎区分8単位以上		
			日本文学入門		2			
			日本歴史文化入門		2			
			言語学入門		2			
			英米文学入門		2			
			異文化理解入門		2			
		概論	日本語学概論		2			
			日本文学概論		2			
			日本歴史文化概論		2			
			英語学概論		2			
			米文学概論		2			
			英文学概論		2			
			日本語学	日本語研究A			2	演習区分 必修4単位を含め6単位以上、発展区分24単位以上
				日本語研究B			2	
	日本語史			2				
	日本語表現法A			2				
	日本語表現法B			2				
	日本語表現研究			2				
	日本文学	日本文学研究A			2			
		日本文学研究B			2			
		日本文学研究C			2			
		日本文学研究D			2			
		日本文学史			2			
		日本映画文化論			2			
		漢文学			2			
	日本歴史文化	地域の文化と歴史			2			
		日本考古学			2			
		日本民俗学			2			
		演劇・芸能研究			2			
		日本の伝統文化			2			
		日本語文化研修		2				
	表現・創作	書道A		2				
		書道B		2				
		創作論		2				
		創作演習Ⅰ		2				
		創作演習Ⅱ		2				
		創作演習Ⅲ		2				
		創作演習Ⅳ		2				
	国語科教育	国語科教育法Ⅰ		2				
		国語科教育法Ⅱ		2				
		国語科教育法Ⅲ		2				
		国語科教育法Ⅳ		2				
	演習	基礎ゼミナールⅠ		2				
		基礎ゼミナールⅡ		2				
		日本語学演習		2				
		日本文学演習		2				
		日本歴史文化演習		2				

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考			
			必修	選択				
言語文化学科	専門科目	国際コミュニケーションコース	異文化理解	異文化理解研究Ⅰ	2	必修6単位を含め、 16単位以上		
				異文化理解研究Ⅱ	2			
				異文化理解実践研究	2			
			国際コミュニケーションスキルズ	英語コミュニケーションⅠ			2	
				英語コミュニケーションⅡ			2	
				英語コミュニケーションⅢ			2	
				英語コミュニケーションⅣ			2	
				中国語コミュニケーションⅠ			2	
				中国語コミュニケーションⅡ			2	
				韓国語コミュニケーションⅠ			2	
				韓国語コミュニケーションⅡ			2	
				検定英語			2	
				検定中国語			2	
				検定韓国語			2	
				Presentation Skills			2	
				Critical Thinking and Discussion			2	
			Functional Expressions		2			
			地域・文化研究	Japan Studies			2	
				アジア文化論			2	
				アジア地域研究			2	
				欧米文化論			2	
				欧米地域研究			2	
				英米映画文化論			2	
				翻訳文化研究			2	
				英米文学講読			2	
			英語教育	英語の歴史			2	
				英語教授法			2	
				英語科教育法Ⅰ			2	
				英語科教育法Ⅱ			2	
				英語科教育法Ⅲ			2	
			英語科教育法Ⅳ		2			
			言語文化共通	社会言語学			2	8単位以上
				対照言語学			2	
				日本文学講読A			2	
				日本文学講読B			2	
				日本児童文学			2	
				日本文化史Ⅰ			2	
				日本文化史Ⅱ			2	
				日本のポップカルチャー			2	
				英米音楽文化論			2	
日英比較文化		2						
Basic Communication SkillsⅠ		2						
Basic Communication SkillsⅡ		2						
異文化間コミュニケーションⅠ		2						
異文化間コミュニケーションⅡ		2						
異文化間コミュニケーションⅢ		4						
異文化間コミュニケーションⅣ		6						

	科目区分		授 業 科 目	単位数		備 考	
				必修	選択		
言語文化学科	専門科目	言語文化共通	日本語教育概論Ⅰ		2		
			日本語教育概論Ⅱ		2		
			日本語教授法		2		
			日本語教材研究		2		
			日本語教育実習		2		
			第二言語習得概論		2		
		特別研究	特別研究Ⅰ	2			必修6単位
			特別研究Ⅱ	2			
			特別研究Ⅲ	2			
		卒業論文	卒業論文	4		必修4単位	
	合 計			20	196		

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
マスコミュニケーション学科	基礎	広告・マーケティング基礎ゼミ	2		必修6単位を含め20単位以上
		映像・取材基礎ゼミ	2		
		観光・情報基礎ゼミ	2		
		映像表現		2	
		ニュース基礎		2	
		簿記論		2	
		ライティングスキルI		2	
		マスコミ基礎		2	
		観光学概論		2	
		私流おもてなし論		2	
		観光文化論		2	
		コミュニケーションデザイン		2	
		ITパスポート入門		2	
		ビジネスの現場		2	
		ビジネスの技術		2	
		専門	メディア史		
	メディア制作I			2	
	ライティングスキルII			2	
	メディア制作II			2	
	地域資源論			2	
	観光ビジネス論			2	
	観光消費者論			2	
	地域経済論			2	
	広告コピー制作			2	
	統計学基礎			2	
	マーケティングの企画			2	
	グループワーク			2	
	ニュースを読む			2	
	映像文化			2	
	観光マーケティング			2	
	観光人材論			2	
	発展応用	ワークショップ		2	10単位以上
		取材法		2	
		広島圏域の観光政策		2	
		世界遺産の観光学I(宮島)		2	
		地域メディアの現場		2	
		世界遺産の観光学II(平和遺産)		2	
		瀬戸内ツーリズム		2	
		里山ツーリズム		2	
		ビジネスの知識		2	
	研究	課題研究I		2	必修14単位
		課題研究II		2	
		特別研究I		4	
特別研究II			4		
特別研究III			2		
卒業論文	卒業論文	4		必修4単位	
合 計			24	74	

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
社会臨床心理学科	基礎科目	心理学概論	2		必修14単位
		臨床心理学概論	2		
		心理学研究法	2		
		心理社会調査法	2		
		心理学統計法	2		
		心理学実験	4		
	専門領域科目	知覚・認知心理学		2	演習2単位を含め22単位以上
		学習・言語心理学		2	
		感情・人格心理学		2	
		神経・生理心理学		2	
		社会・集団・家族心理学		2	
		グループ・ダイナミクス		2	
		対人コミュニケーション論		2	
		発達心理学		2	
		生涯発達心理学		2	
		障害者・障害児心理学		2	
		心理的アセスメント		2	
		心理学的支援法		2	
		援助コミュニケーション論		2	
		コミュニティ心理学		2	
		知覚・認知心理学演習		2	
		社会・集団・家族心理学演習		2	
		教育・学校心理学演習		2	
		発達心理学演習		2	
		臨床心理学演習 A		2	
		臨床心理学演習 B		2	
	臨床心理学演習 C		2		
	科発目展	社会臨床心理学		2	必修4単位
		社会臨床心理学演習		2	
	実践科目	公認心理師の職責		2	必修4単位を含め26単位以上
		健康・医療心理学		2	
		福祉心理学		2	
		教育・学校心理学		2	
		司法・犯罪心理学		2	
		産業・組織心理学		2	
		人体の構造と機能及び疾病		2	
		精神疾患とその治療		2	
		関係行政論		2	
		学生生活とメンタルヘルス		2	
		意思決定の心理学		2	
		発達臨床心理学		2	
		ポジティブ心理学		2	
表現療法			2		
力動的心理療法			2		
認知行動療法			2		
心理測定演習			2		
コミュニケーション演習			2		
心理学総合演習 I			2		
心理学総合演習 II			2		
心理学情報処理演習		2			

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
			必修	選択		
社会臨床心理学科	専門科目	実践科目	文献講読演習		2	
			リサーチ・リテラシー		2	
			心理演習		2	
			心理実習Ⅰ		2	
			心理実習Ⅱ		2	
	研特別	特別研究Ⅰ	2		必修4単位	
		特別研究Ⅱ	2			
	卒業論文	卒業論文	4		必修4単位	
	合 計			30	90	

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
			必修	選択		
子ども発達教育学科	基本科目	現代社会と子ども	2		必修4単位を含め、 8単位以上	
		教職入門		2		
		保育者論		2		
		教育基礎論	2			
		保育の心理学		2		
		教育心理学		2		
		教育の制度と経営		2		
		保育原理		2		
		社会福祉		2		
		子ども家庭福祉		2		
		基盤演習（教育学A）		2		4単位以上
		基盤演習（保育学A）		2		
		基盤演習（学校教育学A）		2		
		基盤演習（教育学B）		2		
		基盤演習（保育学B）		2		
		基盤演習（学校教育学B）		2		
		教育学・心理学系科目	教育課程総論		1	
			教育評価論		2	
			道徳教育の理論と方法		2	
			特別活動の指導法		1	
			総合的な学習の時間の指導法		1	
	教育の方法と技術			1		
	特別支援教育論			2		
	生徒・進路指導論			2		
	子どもの発達と教育相談			2		
	子ども理解の理論と方法			2		
	子ども家庭支援の心理学			2		
	現代教育政策概論			2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			1		
	プログラミング教育の理論と方法			2		
	保育・幼児教育系科目		子ども家庭支援論		2	
		社会的養護Ⅰ		2		
		社会的養護Ⅱ		2		
		子どもの保健		2		
		子どもの食と栄養		2		
		幼児教育課程論		2		
		保育内容総論		2		
		保育指導法（健康）		2		
		保育内容（健康）		2		
		保育指導法（人間関係）		2		
		保育内容（人間関係）		2		
		保育指導法（環境）		2		
保育内容（環境）			2			
保育指導法（言葉）			2			
保育内容（言葉）			2			

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
子ども発達教育学科	保育・幼児教育系科目	保育指導法（表現Ⅰ）		2	
		保育指導法（表現Ⅱ）		2	
		保育内容（表現）		2	
		保育内容の理解と方法Ⅰ		2	
		保育内容の理解と方法Ⅱ		2	
		乳児保育Ⅰ		2	
		乳児保育Ⅱ		2	
		子どもの健康と安全		2	
		障がい児保育		2	
		子育て支援		2	
		保育実践研究		2	
	教科教育系科目	国語Ⅰ		2	
		国語Ⅱ		2	
		社会Ⅰ		2	
		社会Ⅱ		2	
		算数Ⅰ		2	
		算数Ⅱ		2	
		理科Ⅰ		2	
		理科Ⅱ		2	
		生活Ⅰ		2	
		生活Ⅱ		2	
		音楽Ⅰ		1	
		音楽Ⅱ		1	
		図画工作Ⅰ		1	
		図画工作Ⅱ		1	
		家庭		2	
		体育Ⅰ		1	
		体育Ⅱ		1	
		理科実験		1	
		初等英語Ⅰ		2	
		初等英語Ⅱ		2	
		国語科教育法		2	
		社会科教育法		2	
		算数科教育法		2	
		理科教育法		2	
		生活科教育法		2	
		音楽科教育法		2	
		図画工作科教育法		2	
		家庭科教育法		2	
		体育科教育法		2	
		初等英語科教育法		2	
		教科授業研究A		1	
		教科授業研究B		1	
		教科授業研究C		1	
子どもと書		2			

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
			必修	選択		
子ども発達教育学科	専門科目	実習系科目	保育実習指導Ⅰ		2	
			保育実習指導Ⅱ		1	
			保育実習指導Ⅲ		1	
			保育実習Ⅰ（保育所・施設）		4	
			保育実習Ⅱ（保育所）		2	
			保育実習Ⅲ（施設）		2	
			教育実習指導		1	
			教育実習Ⅰ（小学校）		2	
			教育実習Ⅱ（小学校）		2	
			教育実習Ⅲ（幼稚園）		2	
			教育実習Ⅳ（幼稚園）		2	
			介護等体験指導		1	
			保育・教職実践演習（幼・小）		2	
			学校支援ボランティア		1	
	特別研究	特別研究Ⅰ	2		必修6単位	
		特別研究Ⅱ	2			
		特別研究Ⅲ	2			
	卒業論文	卒業論文	4		必修4単位	
	合 計			14	186	

(2) 健康栄養学部

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考			
			必修	選択				
共通教育科目	スタートアップ	初年次セミナーⅠ	2		必修4単位			
		初年次セミナーⅡ	2					
	キャリア形成	キャリアデザイン入門	2		必修2単位以上			
		インターンシップA		1				
		インターンシップB		2				
		キャリア研究		2				
	日本語	日本語リテラシー	1		必修2単位			
		日本語表現	1					
	外国語	コミュニケーションリテラシー	英語リテラシー	2		必修2単位を含め、4単位以上		
			英語Ⅰ		2			
			英語Ⅱ		1			
			英語Ⅲ		1			
			英会話Ⅰ		1			
			英会話Ⅱ		1			
			中国語Ⅰ		1			
			中国語Ⅱ		1			
			韓国語Ⅰ		1			
			韓国語Ⅱ		1			
			情報	情報リテラシー	1			必修3単位以上
				データサイエンス入門	2			
	データサイエンス演習			2				
	プログラミング基礎			2				
	学際総合	人間と生命（比治山学）	2		必修2単位を含め、6単位以上			
		ひろしま学		2				
		複合領域研究		4				
	教養教育科目	教養科目	言語学		2			
			文学		2			
			歴史学		2			
			哲学		2			
			芸術学		2			
			教育学		2			
			経営学		2			
社会学				2				
観光学				2				
心理学				2				
保健学				2				
生理学				2				
栄養学				2				

	科目区分		授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
共通 科目 教育	教 養 教 育	資 格 関 係	日本国憲法		2	
			ウエルネス論		2	
			スポーツ		1	
合 計				15	56	

	科目区分	授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
管理栄養学科	導入分野	管理栄養論		2	4単位以上 選択必修	
		基礎化学		2		
		基礎生物学		2		
	専門基礎分野	社会・健康と環境	健康科学論	2		必修4単位
			健康心理学		2	
			公衆衛生学	2		
			栄養情報実習		1	
		人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖生理学Ⅰ	2		必修8単位
			解剖生理学Ⅱ		2	
			疾病論Ⅰ	2		
			疾病論Ⅱ		2	
			運動生理学	2		
			運動生理学実験実習		1	
			生化学	2		
			栄養生化学		2	
	食べ物と健康	食品学	2		必修15単位	
		基礎分析実験	1			
		食品学実験	1			
		食品加工学	2			
		食品加工学実習	1			
		食品衛生学	2			
		食品衛生学実習	1			
		調理学	2			
		調理学実習Ⅰ	1			
		調理学実習Ⅱ	1			
	学基礎	栄養学	2		必修3単位	
		栄養学実験	1			
	応用栄養学	応用栄養学		2	必修5単位	
		ライフステージ栄養学	2			
		ライフステージ栄養学実習	1			
		スポーツ栄養学	2			
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2		必修5単位	
		栄養教育論Ⅱ	2			
		カウンセリング論		2		
		栄養教育論実習	1			
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2		必修3単位	
		臨床栄養学Ⅱ		2		
		臨床栄養学Ⅲ		2		
		薬理学		2		
		臨床栄養学実習Ⅰ	1			
		臨床栄養学実習Ⅱ		1		
	学公衆	公衆栄養学Ⅰ	2		必修2単位	
公衆栄養学Ⅱ			2			
公衆栄養学実習			1			
理論給食	給食経営管理論Ⅰ	2		必修4単位		
	給食経営管理論Ⅱ		2			
	給食経営管理実習Ⅰ	1				
	給食経営管理実習Ⅱ	1				

	科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
管理栄養学科	演習合	総合演習Ⅰ	1		必修1単位
		総合演習Ⅱ		1	
	専門分野 臨地実習	給食経営管理臨地実習Ⅰ（給食の運営）	1		必修1単位
		給食経営管理臨地実習Ⅱ		1	
		公衆栄養学臨地実習		1	
		臨床栄養学臨地実習Ⅰ		1	
		臨床栄養学臨地実習Ⅱ		1	
	域 食と文 化と食	暮らしの中の食品学		2	
		Glocal Training（健康栄養研修）		2	
		子どもの食		2	
	域 子ども 発達と関	子どもの発達心理学		2	
		子どもの保健		2	
		子どもの食		2	
	域 福祉・ 臨床・ 関連・ 福祉	カウンセリング演習		2	
		トレーニング科学演習		2	
		栄養ケア・マネジメント演習		2	
	域 地域 貢献・ 連携 領域	ひろしまの食と健康・栄養活動A		2	必修8単位
		ひろしまの食と健康・栄養活動B		2	
		地域課題研究Ⅰ	2		
		地域課題研究Ⅱ	2		
		地域課題研究Ⅲ	2		
	域 健康 演習 領域	健康栄養総合演習Ⅰ		2	
		健康栄養総合演習Ⅱ		2	
		健康栄養総合演習Ⅲ		2	
		健康栄養総合演習Ⅳ		2	
	合 計			59	66

卒業に必要な単位数

(1)現代文化学部

学科コース 授業 科目区分	言語文化学科					
	日本語文化コース			国際コミュニケーションコース		
共通教育科目	24単位			24単位		
専門教育科目	基礎	8単位	70単位	基礎	8単位	70単位
	発展	24単位		発展	16単位	
	言語文化共通	8単位		言語文化共通	8単位	
	特別研究	6単位		特別研究	6単位	
卒業論文	4単位			4単位		
計	124単位			124単位		

学科 授業 科目区分	マスコミュニケーション学科			
	24単位			
共通教育科目	24単位			
専門教育科目	基礎	20単位	70単位	
	専門	14単位		
	発展応用	10単位		
	研究	14単位		
卒業論文	4単位			
計	124単位			

学科 授業 科目区分	社会臨床心理学科		
共通教育科目	24単位		
専門教育科目	基礎科目	14単位	70単位
	専門領域科目	22単位	
	発展科目	4単位	
	実践科目	26単位	
	特別研究	4単位	
卒業論文	4単位		
計	124単位		

学科 授業 科目区分	子ども発達教育学科		
共通教育科目	24単位		
専門教育科目	基本科目	12単位	60単位
	教育学・心理学系科目		
	保育・幼児教育系科目		
	教科教育系科目		
	実習系科目		
特別研究	6単位		
卒業論文	4単位		
計	124単位		

(2)健康栄養学部

学科 授業 科目区分	管理栄養学科	
共通教育科目	24単位	
専門教育科目	導入分野	63単位
	専門基礎分野	
	専門分野	
	専門発展分野	
計	124単位	